

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成30年9月28日（金）午後2時00分から午後3時45分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 森島 聡（名古屋地方裁判所裁判官）

裁判官 吉井 隆平（同上）

検察官 九岡 芳彦（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 安田庄一郎（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番, 2番, 4番, 5番, 6番, 7番, 8番 7人（3番欠席）

4 議事内容

【全般について】

（司会）最初に、皆さんが参加された裁判の内容等を簡単にお伝えした上で、裁判員裁判に参加された感想や印象等をお聞きします。どんなことでも結構ですので、教えていただければと思います。1番の方の担当事件は、傷害致死被告事件で、被告人が外国人2人で、共謀の有無が争われました。職務従事期間は13日でした。

（1番）被告人が複数だったことや、被告人や証人が外国人であり通訳が必要だったことから、審理日数が長かったです。以前に裁判の傍聴等をしたことはありましたが、傍聴と裁判員とでは立場が違い、いい経験になりました。次の機会があっても是非お受けしたいです。

(司会) 2番の方の担当事件は殺人及び窃盗被告事件で、量刑が主な争点でした。

職務従事期間は3日間でした。

(2番) 当初の予定より1日早く終わりましたので、あっという間に終わったという感じでした。証拠写真を見るのがつらいということもなかったです。もともと裁判員をやってみたいと思っていたこともありましたが、勤務先も「行っておいでよ」という感じでとても協力的だったので、参加できてよかったです。

(司会) 4番と5番の方は同じ担当事件で、被告人が外国人の殺人被告事件でした。

被告人に殺意があったか否か、被告人の行為は正当防衛にあたるか否かなど、多くの争点がありました。職務従事期間は8日間でした。

(4番) 審理の初日はとても緊張しました。まるでテレビの中の世界のようにでしたが、そこに自分が参加できたことはすごくいい経験になりました。

(5番) 私の担当事件は、当初夏に審理を行う予定でしたが、大幅に日程が変更になり、冬に行われました。その期間は、自分のモチベーションをどう保つかということもありましたが、周りの人も「まだ終わっていないの」というような反応だったので、どのように過ごしたらいいか分かりませんでした。ただ、裁判員裁判には参加してみたかったですし、普通では絶対に経験できないことを経験させていただいたので、参加できてよかったです。裁判長もほかの裁判官も親切でいい方だったので、和やかに進められました。

(司会) 6番の方の担当事件は、強盗致傷及び銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件で、主な争点は量刑でした。職務従事期間は3日間でした。

(6番) 裁判員裁判には参加してみたいと思っていたので、今回協力させていただきました。普段、検察官や弁護士の意見を聞く機会もないですし、裁判官側に立っていろいろな意見を聞いたことはすごくいい経験になったと思います。一つの事件に関してもいろいろな考え方や見方があることがわかったのが一番よかったです。次の機会があれば参加させていただきたいと思いま

す。ただ、期間的な問題もあるのかなとは思いますが。自分もそうですが、仕事等をしている人は参加できないこともありますので、その辺りをうまく調整できればいいと思います。

(司会) どのくらいの期間だと参加が難しくないとお考えですか。

(6番) 私は、今回はあまり忙しい時期ではなかったのですが、1週間程度でも全く問題はなかったですが、これが繁忙期に重なってしまうと難しくなってくると思いますし、自営業など、職種によってはなかなか難しいのかなとも思いますので、それは人それぞれだと思います。

(司会) 7番の方の担当事件は、殺人未遂及び銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件で、主な争点は被告人の自首が成立するか否かという点でした。職務従事期間は5日間でした。

(7番) 初めての裁判員裁判でした。人それぞれの価値観がこんなに違うものなのかということを経験させていただいたのがよかったと思います。

(司会) 8番の方の担当事件は、強盗致傷被告事件で、被告人の犯人性を争っていました。職務従事期間は4日間でした。

(8番) もともと制度自体は知っていたのですが、特別関心があったわけでもなく、法律に詳しいわけでもなかったのですが、すべてが新鮮な情報でした。正直、楽しいということはありませんでしたが、興味深いというか、考えさせられることが多くありました。私の場合は、むしろ裁判が終わった後に、裁判員ってなんだろうとか、裁判員制度ってどんな感じなんだろうということを考えたり、資料を読んだりしました。そういうチャンスをいただいたことはありがたいと思っています。

【審理の分かりやすさについて】

(司会) 続いて、審理の分かりやすさについて伺いたいと思います。特にお聞きしたいのは、それぞれの審理について、特に印象に残っていること、工夫してほしかったことについてです。次に裁判員で参加される方のためにも、是非

率直に言っていただくようお願いいたします。

(1番) 傷害致死被告事件でしたので、被害者の方が亡くなっており、遺族の方が感情的というか、傍聴席で涙を流されていたことが非常に印象に残っています。それによって判決内容が左右されないように、しっかり証言を聞かなければいけないなと思いました。また、私の関わった事件は裁判官の方々が本当に親切で分かりやすかったと思いますが、あえて工夫点を辛口で言えば、我々裁判員がどこまでなら質問していいのか躊躇した部分がありました。判決を導き出す情報として、もう少し裁判官の方が積極的に質問をしていただければより良いと思いました。

(司会) 被告人質問だと、最初に弁護人、続いて検察官から質問をすると思いますが、それだけでは足りなかったということでしょうか。

(1番) 裁判所からの質問の場面で、裁判員としてどういうことを質問すれば良いのか分からず、あまり変なことを質問してもいけないかなと思ってしまいました。そこで裁判官からももう少し数多く質問していただけると、ヒント付けにもなり、裁判員も質問しやすくなるのかなと思いました。

(司会) 評議の段階で、本当は聞きたかったけれども聞けなかったということがありましたか。

(1番) 結果的にはそれはなかったですが、工夫点として挙げるならばということです。

(司会) 2番の方はいかがでしたか。

(2番) あまり難しい、分かりにくいといったことはありませんでした。質問もそれほど出なかったですし、検察官も弁護人もあっさりとした説明だったので、「もっと知りたかったのに」と感じることはなかったです。質問については、1番の方がおっしゃったように、私たちにも質問の機会を与えていただいていたのですが、質問できる感じではないなという感覚でした。

(司会) もう少し質問しておけばよかったなと思うことはなかったですか。

(2番) 資料もしっかりしていて、それで十分に分かりましたので、それ以上無理にでも質問した方が良いのか、分かればそれで良いのかが分からず、そのままになってしまいました。

(司会) あっさりとした説明ということですが、もっと情報があった方が良いとは思いませんでしたか。

(2番) 被告人が罪を認めていなければ、もっとたくさんの情報が必要だったのかなと思うんですけども、量刑を決めるのがメインになっていたの、審理のときに聞くには難しいところだったのかなという気がします。

(司会) 4番の方はいかがですか。

(4番) 検察官がちょっと恐かったです。被告人に質問をしたときなどに、かなりきつい口調だったので、もう少しほかの言い方があるんじゃないかなと思いました。また、裁判官から「質問はありませんか」と言われましたが、質問がありすぎて何を質問していいか分からなかったです。通訳人がどういうふうに訳すか分からないということも考えると、裁判官から質問してくれたほうがいいかなと思いました。

(司会) 通訳が入っていたので、きつく言ったことがそのまま被告人に伝わるかどうかは分かりませんが、そういう場面があったということですね。

(4番) そういうことがありました。

(司会) 5番の方はいかがでしたか。

(5番) 弁護人が早口だったことが気になりました。そこが分かりづらかったです。内容も、外国人の方で似た名前が多く出てきたので難しく、資料を何度も見返さないと分かりませんでした。後で裁判官がゆっくり説明してくれたので分かりました。また、通訳人によっても分かりやすさが違いました。

(司会) 6番の方はいかがですか。

(6番) 被告人が罪を認めていて、争点は量刑だけだったので、難しく感じませんでした。検察官ははきはきして、説明も分かりやすかったです。弁護人

は淡々としていました。審理については、裁判員が参加しても全国的に今までどおりの判決になるのならば、裁判員裁判が建前だけのものになってしまうのではないかと考えました。

(司会) 7番の方は、審理について工夫する点はありましたか。

(7番) 検察官が二人いましたが、一人が弁護人寄りの発言を多くしていたからか、裁判中に若干揉めているような言動があり、気持ちがそちらにいつてしまいました。内容自体は分かりやすかったです。

(検察官) 今聞いて大変驚いています。

(7番) 検察官の一人は、審理が始まった時から、被告人がかわいそうだというようなことを言っていたので、そういう先入観が私達の中にも生まれていたと思います。

(司会) 私の方から補足しますと、殺人未遂の事件でしたが、被害者もあまり態度が良くなかったのではないかという話が出ていました。8番の方の担当事件は、被告人が犯人性を争っている事件でしたけれども、審理において工夫する点等はありましたか。

(8番) 審理で印象的だったのは、被告人が全く罪を認めておらず、弁護人も被告人は全く無関係だと主張している一方で、検察官は被告人が犯人だと言って、そういった真逆の主張をどう捉えていいのかずっともやもやしていました。争点が綺麗に絞り込まれすぎていて、そんなに綺麗に絞り込んで考えていいのかなとも思いました。弁護人と検察官がそれぞれ論理的に話を組み立ててくるので、その根拠の正当性のようなものをどこに置いたらいいのか、他の裁判員の方ともやもやするねと話していました。

(司会) 一通り伺いましたが、1番、4番、5番の方の担当事件は、被告人が外国人で、複雑な事件でしたが、冒頭陳述や論告、弁論の中で、こうするとともに登場人物の関係や行動が分かりやすかったのではないかということはありませんか。

(1番) 結果的には、複雑な事件の中では比較的判決を出しやすかったかなと思います。状況証拠として防犯カメラの映像があったので、どういうことが起きたのかよく分かりました。逆にこれがなかったら分からなかったと思います。

(司会) 4番と5番の方は、こうしておけばもっと分かりやすかったということはありませんか。

(5番) 図面が分かりづらかったです。統一性がなかったので、もっと分かりやすく書いてほしかったです。

(4番) 例えば、全部の図面で方角を固定してほしかったです。

(裁判官) 数名の証人について、異なった図面を使って証人尋問がされていたので、例えば、ある証人が示している「右」が、別の証人の証言中では「左」になっていて、それを後から理解するということがありましたね。

(5番) あと、犯行現場について、朝の状態と夜の状態では違っていたりするので、検察官にはもう少しよく調べてほしかったです。

(司会) 他に、もう少しこういうことがあればもっと分かりやすかったという点がありますか。裁判官も裁判員も法廷でのやり取りですぐに理解できることが理想的ですが、なかなか難しいですね。

(6番) それはなかなか難しいのではないのでしょうか。検察官と弁護人の見方はやはり違うので、作る資料も変わってくるのではないかと思います。

(8番) 私の担当事件では、検察官も弁護人も分かりやすいストーリーを示していたのですが、私は逆に、そんなに分かりやすいストーリーとして考えていいのだろうかと不安になりました。

【出席率の低下、辞退率の上昇の原因と対策について】

(司会) 次に、裁判員等選任手続への出席率の低下や辞退率の上昇の原因につき、率直にお聞かせ願えればと思います。まず、裁判員等選任手続への参加のお知らせを受けた際、どのような印象を持たれましたか。

(2番) お知らせが来たのは、自分が裁判員候補者になっていたことを忘れた頃で

した。本当にお知らせが来ることがあるんだなと思いました。選ばれたらいいなとは思っていましたが、選任手続にはたくさんの方が来ていたので、その中で選ばれたことに驚きました。

(4番) 突然、裁判所からの封筒が届いたので、自分が何かしたのかなという気持ちになりました。「裁判員制度」などの文字をもっと大きくした方が良いと思います。私が裁判員になったときは、事の重大さを感じたので、責任という重圧が辞退原因の一つになっているのではないかと思います。

(8番) 裁判所から封筒が来たという驚きについては、内容を読めば誤解は解けるので、出席率の低下に直結はしていないと思いますが、公的機関から一方的に呼び出されるということは普段あまりないので、そういったことに拒否感を持たれる方は一定数いるのかなと思います。

(司会) 我々としては、審理の日数を短くすることによって出席率の増加につながるかと考えているのですが、いかがでしょうか。

(2番) 審理の日数とは関係なく、もともと裁判員をやってもいいかなと思っている人は、どのような状況であっても都合をやりくりして来てくれるし、もともとやる気のない人は、どれだけ短い期間であっても来ないのではないかと思います。

(7番) 私の周りには裁判員をやりたいという人が多いですが、やりたい人を募集する形式だと、やはり公平性に欠けるのではないかとも思います。私の周りには実際に呼び出された経験がある人も数名いますが、裁判員をやりたいと言っていた人であっても、審理期間が長くて仕事に支障が出るという理由で辞退をしていました。二、三日であればなんとかなったかもしれませんが、医療関係の仕事であるため、数か月先までの予定を立てるのが難しかったと思います。

(司会) 4番と5番の方は、選任された後に審理開始が延期になったため、より調整が難しかったのではないのでしょうか。

- (5番) 中断している間は、長期の旅行計画を立てることができませんでした。
- (4番) 私は、裁判所から連絡が来るまでは自由に過ごそうと思っていました。
- (司会) 次に、裁判員等選任手続に出席されるに当たって、仕事や家庭、その他の面での支障についてどのように調整されましたか。
- (1番) 選任手続の通知が来た段階で、仕事のスケジュールを調整しました。比較的落ち着いていた時期でしたので、上司の了解も取れました。職場が裁判所の近くでしたので、早朝に1時間くらい仕事をしてから裁判所へ行っていました。休暇も特別休暇で対応してもらいました。ただ、職務従事期間が13日間あり、これ以上長かったら参加が難しかったかもしれません。
- (司会) 他の方で、こういった点に配慮してほしいということはあるですか。
- (2番) 小さい子供がいる方向けの保育所の案内が送られてきましたが、もう少し詳しいといいと思いました。
- (6番) 個人的な意見ですが、担当事件について複数の候補を提示してもらって、都合がつく日程の裁判に参加できる制度になれば、自分で選べるということもあり、辞退率の上昇は解消できるのではないかと思います。
- (7番) 私の場合は、職場の人たちが「せっかくだからぜひ行って、感想を聞かせて」という反応でしたが、国の休暇制度があるといいのかなと思います。
- (6番) 裁判員制度の発足当初は、強制参加という印象が強かったですが、インターネットなどで、強制ではないから参加しなくてもいいんだという情報が広がっているのも辞退率上昇の原因かと思います。
- (司会) 日程が辞退率上昇に影響を与えているところもあると思うのですが、皆さんが参加された裁判員裁判の日程は適切なものでしたか。
- (1番) 私が担当した事件の日程は13日間で、長いなと思いました。被告人が二人での通訳が必要であるなどの事情について、裁判官からきちんと説明を受けました。結果的には評議の時間も含めて妥当な期間だったと思います。他の裁判員も同じようなことを言っていました。3週間くらいが限度だと

思います。

(司会) 審理の間の休憩の取り方についてはいかがでしたか。

(8番) 休憩時間が思いのほか長いと感じました。お昼休みも2時間くらいありましたので、もう少し短くすれば、もっと早く審理が終わるのではないかとも思いました。ただ、結果としては休憩時間が良いガス抜きになっていたと思いますので、時間を詰めればいいというものでもないと思います。

(1番) 休憩時間は適切だったと思います。机を並べた評議では上手く言えなかったこともありますので、休憩時間は雑談のような感じで意見交換する時間にもなっていました。私としては、一気に長い休憩を取るよりは、短い時間でも他数回取るほうが良かったと思います。

(司会) 最後に、裁判員としての経験も踏まえて、出席率の低下と辞退率の上昇の原因はどこにあると思われますか。

(7番) 裁判員裁判の通知が来たときに、まだやってたんだねと周りに言われました。裁判員制度10周年ということですが、国民の認知度が低いのが原因だと思います。強制ではないですが、参加することは国民の義務だということ进行全面的に出すべきだと思います。

(6番) 私たちは裁判を経験したので裁判員という言葉に敏感ですが、一般の人は裁判員制度についてあまり意識していないのかなと思います。

(8番) 私の周りの人は「人を裁くなんてできない」というような反応でしたし、「大丈夫なの」と心配されました。制度として知っていたとしても、裁判員として実際に行う業務について、ポジティブなイメージというのが周知されていないのではないかと思います。加えて、裁判員を辞退できることも知ってしまうと、あえて裁判員をやりたいとはならないと思います。

(6番) 裁判員裁判で出した判決が高裁や最高裁でひっくり返ることもあるということをもって、裁判員制度に意味があるのかと批判する人もいますが、そういったことは裁判員裁判に限らずあるわけですし、私は、裁判員裁判で出し

た判決の存在が犯罪のブレーキになればいいなと思っています。

(1番) 裁判員裁判の辞退の理由としては、仕事の調整ができなくてやむを得ず辞退するというケースが多いと思うので、個人向けというよりは事業所に向けて制度を周知してもらうのが効果的だと思います。会社からの後押しがないとなかなか参加の決心が難しいと思います。

(裁判官) 裁判所としては、例えば商工会議所に出向いての周知活動を続けています。会社によって事情は違うと思いますが、これからも地道に働きかけを続けていくことが必要だと感じています。

(7番) 制度の発足当初は、裁判に行かなきゃいけないという気持ちがありました。最近では、何か言えば断れる、会社としても休まれては困るという世論というか、雰囲気になってきていると思います。世の中の風潮を変える必要があると思います。

(司会) 皆さん、貴重な御意見をありがとうございました。他に、この機会にお話しされたいことはありますか。

(6番) 私は、過去に裁判員を経験した人は、2回目以降は辞退しなくてはいけないと思っていましたが、それは誤解で、辞退の理由にはなるけれども希望すればまた参加できると教えてもらったので、そういったことをもっと伝えてほしいと思います。

(司会) 最後に、検察官と弁護士から感想をお願いします。

(検察官) 検察官同士の意見の相違があった事件もあるということでしたが、そうであったとしても、なぜそういったことになっているのかをよく理解できるような形で公判に臨みたいと思っています。また、裁判員裁判にまた参加してみたいという方が多くいらっしゃったことについては、こちらも訴訟関係人として、やってよかったなと思っています。

(弁護士) 質問なのですが、皆さんの担当事件の中での弁護人の印象はいかがでしたか。

(7番) 弁護人席にパソコンを持ち込んでタイピングをしている弁護人がいましたが、ずっとパソコンに向かっていたので、その様子が気になりました。弁護士は皆さんそうなのでしょうか。

(弁護士) 全員が全員というわけではないですが、反対尋問に備えて発言のメモを残しておきたいという理由などでパソコンを持ち込む弁護士はいます。

(1番) 私の担当事件では弁護人が全部で4人いましたが、主張のレベルにかなりばらつきがあるなと感じました。

(弁護士) それについては、被告人からこういうことを言ってほしいと頼まれて言っている場合もあります。

(司会) それでは、これで意見交換会を終了します。本日お聞かせ頂いた御感想や御意見は、今後の裁判員裁判の運用に活かしていきたいと思えます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。